

# マイチオナー新聞

賃貸経営マーケットレポート

## 賃貸経営、不動産売買、有効活用の提案

■発行所:丸一不動産株式会社 ■本社:北区上十条2-8-11 金高歯科ビル1階 ■TEL:03-5993-1841 ■FAX:03-3907-6157  
 ■2020年4月号 ■毎月1回発行 ■URL:<http://www.m-1.co.jp/> ■E-MAIL:mail@m-1.co.jp

地元の不動産は地元の不動産屋さんに  
をモットーに、十条エリアで60余年

賃貸管理・賃貸経営コンサルティング売  
買全般・不動産相続問題・空家問題等  
を得意しております。

免許番号:東京都知事(15)第9236号  
加盟団体:社団法人全国宅地建物取引業協会  
社団法人東京都宅地建物取引業協会  
社団法人全国賃貸不動産管理業協会



相次いで公表される景気予測調査はマイナス面がクローズアップされ、外出の自粛のために、部屋を探す来店者の減少が目立ちます

今後の国内景気は、新型コロナウイルスなどリスク要因も多く、緩やかな後退が続くとみられる」と捉えています。また、東京商工リサーチが3月9日に発表した、上場企業の「新型コロナウイルス影響」調査によれば、「感染拡大の進行で、インバウンド需要の停滞に加え、消費低迷やイベント自粛などが企業業績に悪影響を及ぼしている。今後も会合や宴会、旅行のキャンセルなど個人消費の減退が進むなか、内需型産業も含めてあらゆる業種への波

上げておらず、新年度を迎える4月から民法の一部が改正される事になります。明治時代に施行された民法がこの度改正されるという事ですのでニュースでもっと取り上げられてもいい話題ですが、今は何しろ日本、いや世界中がコロナウイルスの話題で持ち切り。民法が改正される事をご存じで無い方がもしかしたら沢山いらっしゃるのが現実なのではないでしょうか?民法が改正される事をご存じで無い方がもしかしたら沢山いらっしゃるのが現実なのではないでしょうか?

さて、今回私が何故この話題を取り上げるかと申しますと、この民法改正は私たち不動産業者が実際に知っておかなければならぬ重要な出来事だからあります。

こうしたことから不動産・賃貸住宅業界では、政府が公表している『新型コロナウイルス感

染症対策の基本方針』や『新型コロナウイルス感染症の対応について』をもとに、様々な対策を講じています。

社員のマスク着用、店舗におけるアルコール消毒液、空気清浄機の設置。そしてテレワークの導入、インターネットを通じたIT接客、タブレットやスマートフォンを利用した内覧、重要事項説明などの広がりに期待が集まっています。

もともと不動産・賃貸住宅の情報管理は、デジタル化に適したところがあります。人と人の接触が自粛されるこの時期、感染リスクを軽減するためにも、インターネットやITの利用は大きな課題となっています。

政府等から公表されたデータは2月から3月にかけての動向をまとめたもので、これから4月以降、感染拡大の沈静化の兆しが見えるのか、さらなる拡大に向かうのか、今の時点では予測がつきません。できる範囲内で工夫をしながら、1日も早い終息を願うばかりです。

今月の当社新聞の記事にも取り上げてますが、新年度を迎える4月から民法の一部が改正される事になります。明治時代に施行された民法がこの度改正されるという事ですのでニュースでもっと取り上げられてもいい話題ですが、今は何しろ日本、いや世界中がコロナウイルスの話題で持ち切り。民法が改正される事をご存じで無い方がもしかしたら沢山いらっしゃのが現実なのではないでしょうか?民法が改正される事をご存じで無い方がもしかしたら沢山いらっしゃのが現実なのではないでしょうか?

さて、今回私が何故この話題を取り上げるかと申しますと、この民法改正は私たち不動産業者が実際に知っておかなければならぬ重要な出来事だからあります。

こうしたことから不動産・賃貸住宅業界では、政府が公表している『新型コロナウイルス感

染症対策の基本方針』や『新型コロナウイルス感染症の対応について』をもとに、様々な対策を講じています。

社員のマスク着用、店舗におけるアルコール消毒液、空気清

浄機の設置。そしてテレワークの導入、インターネットを通じたIT接客、タブレットやスマートフォンを利用した内覧、重要事項説明などの広がりに期待が集まっています。

もともと不動産・賃貸住宅の情報管理は、デジタル化に適したところがあります。人と人の接触が自粛されるこの時期、感染リスクを軽減するためにも、インターネットやITの利用は大きな課題となっています。

政府等から公表されたデータは2月から3月にかけての動向をまとめたもので、これから4月以降、感染拡大の沈静化の兆しが見えるのか、さらなる拡大に向かうのか、今の時点では予測がつきません。できる範囲内で工夫をしながら、1日も早い終息を願うばかりです。

今月の当社新聞の記事にも取り上げてますが、新年度を迎える4月から民法の一部が改正される事になります。明治時代に施行された民法がこの度改正されると

いう事ですのでニュースでもっと取り上げられてもいい話題ですが、今は何しろ日本、いや世界中

がコロナウイルスの話題で持ち切

り。民法が改正される事をご存じで無い方がもしかしたら沢山い

らっしゃるのが現実なのではない

でしょうか?

さて、今回私が何故この話題を

取り上げるかと申しますと、この民法改正は私たち不動産業者が実

務上知つておかなければならぬ

事がいくつか含まれているとても

重要な出来事だからあります。

紙面に限りがあるためここで不

動産の賃貸や売買に影響する全て

の改正点をご紹介する事はとても

できませんので、特に不動産賃貸

経営をする上でオーナー様にも是非

知つておいていただきたい改正

点を一つだけご紹介させていただ

きます。それは連帯保証人に対する

「極度額」の設定の義務化です。

これまで、私共が賃借人に対して

お困りの方は、お問い合わせ

ください。お問い合わせはお電話

かメールで承ります。

お問い合わせはお電話かメールで承ります。

お問い合わせはお電話かメールで承ります。</p